

# 平成 29 年第 3 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 29 年 4 月 24 日第 3 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ なし ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	藤 谷 博 之	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵 里 香		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
財 務 部 長	佐 藤 次 博	市 民 福 祉 部 長	齋 藤 隆
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	浅 利 均	ガ ス 水 道 局 長	小 松 幸 一
消 防 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐 々 木 善 博
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐 々 木 俊 哉
財 政 課 長	佐 々 木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
市 民 課 長	須 田 美 奈	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 々 木 修	教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一
管 理 課 長	渋 谷 憲 夫	水 道 課 長	佐 々 木 宏 和
消 防 本 部 総 務 課 長	加 藤 十 二		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成29年4月24日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第43号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第1号)
- 第4 議案第44号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第2号)
- 第5 議案第45号 平成28年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第3号)
- 第6 議案第46号 平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第4号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第7 議案第47号 平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第5号)
- 第8 議案第48号 平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算(第5号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第6号)
- 第9 議案第49号 象潟小学校大規模改修工事請負契約の締結について
- 第10 議案第50号 物品の取得について
- 第11 議会改革推進会議委員の選任

## 第12 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

### 午前10時00分 開 会

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成29年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、9番市川雄次議員、10番佐々木弘志議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。市川雄次議会運営委員長。

#### 【議会運営委員長（9番市川雄次君）登壇】

●議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。では私からは、4月17日に行われました議会運営委員会についての話し合いの様子を報告させていただきます。

まず会期についてですが、会期については本日1日限りとしています。

議案の数をご覧いただきたいと思うんですが、お手元に配付のとおりです。議案第43号から50号までの計8件についてですが、そのうちの43号から48号の6件については、専決処分報告となっております。議案第49号、50号については、専決処分報告でございませんが、それ以外については専決処分の報告となっております。

このように議案数並びに議案の内容から、本日の議案については、委員会に付託することなく本会議での提案理由の説明、議案質疑、討論、採決をしたいと思います。

以上で報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

#### 【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、

本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第43号から議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思いません。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第3、議案第43号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）から日程第10、議案第50号物品の取得についてまでの議案8件を一括議題とします。

朗読を省略して、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日は臨時会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案の要旨の御説明を申し上げますが、その前に、4月17日からの低気圧による被害等について報告いたします。

4月17日夜から18日夕方にかけて、また、19日早朝から夜にかけて、発達した二つの低気圧の通過で強風に見舞われ、県内においても、最初の低気圧による非常に強い風の影響で、屋根やシャッターの破損、さらには交通機関も大きく乱れました。秋田地方気象台による最大瞬間風速の発表では八峰町で34.2メートル、ついでにかほ市で26.3メートルとなっておりますが、本市4カ所の観測所では、大須郷で最大瞬間風速38.5メートル、象潟B&G海洋センターで26.6メートル、消防本部で23.9メートル、平沢行ヒ森で30.7メートルを記録しております。本市では、防災課職員が17日夜から待機し警戒情報収集に当たるとともに、被害通報等に対しては、強風の中、消防署員による応急的な対処を行っております。また、18日の朝からは、各担当課による被害状況の把握と対応を行ったところでございます。

この低気圧による暴風の被害は、4月21日午後5時までの集計で、建物の屋根等の損壊が15件と、灯油の流出や漁船の転覆などがありました。また、公共施設では、ガラス戸や窓の破損、カーブミラーや街路灯の破損、松や桜の枝折れなどがありましたが、修理の手配及び処置についてはすべて対応済みとなっております。一方、農林水産関係の施設については、農業用パイプハウスの被害が多く、被害棟数は113棟で、そのうち全壊19棟、半壊5棟、破損89棟となっており、特に上郷地区の被害件数が多く、上浜地区と合わせた象潟地区では75棟で、全体の7割を占めております。また、このうち養鶏用のハウス2棟でも被害を受けており、その際、比内地鶏57羽が圧死しております。このように台風並みの暴風雨でありましたが、人的被害がなかったことに安堵しているところでございます。

被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げ、現段階における被害の状況報告といたします。

それでは、臨時会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第43号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）及び議案第44号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）についてでございます。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、本市においても所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案第45号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）でございます。

平成29年3月31日付けで専決処分した平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,953万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ153億4,656万9,000円とするものでございます。3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、地方消費税交付金は、交付額の確定により2,519万5,000円減額しております。

地方交付税は、特別交付税の3月交付分の確定により2億649万1,000円増額しております。

基金繰入金は、みらい創造基金、地域振興基金及び観光振興基金の繰入金で、充当事業の完成による財政調整で、それぞれ減額しております。

市債は、事業の完了確定により、それぞれ減額しております。

歳出では、基金繰入額確定による財源調整と事業完了等による減額補正を行っております。

歳入歳出予算の調整は、歳入で、財政調整基金繰入金を1億9,734万3,000円減額して行っております。

議案第46号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）でございます。

平成29年3月31日付けで専決処分した平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,563万円を減額し、予算の総額をそれぞれ34億2,343万円とするものでございます。

3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、国庫支出金等の交付額の確定などにより、国庫補助金の財政調整交付金2,788万9,000円を増額し、療養給付費交付金の現年度分3,897万1,000円などを減額しております。

歳出では、事業費の確定により、保険給付費などを減額しております。

歳入歳出予算の調整は、歳入で、財政調整基金繰入金を1,907万8,000円を減額して行っております。

議案第47号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）でございます。

平成29年3月31日付けで専決処分した平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第4号）に

ついて承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ89万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ5億4,935万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、簡易水道特別会計を3月31日付けで廃止することに伴い、歳入歳出予算ともに決算額に合わせた調整を行ったものでございます。

歳入歳出予算の調整は、歳入で、一般会計繰入金を179万8,000円減額して行っております。

議案第48号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）でございます。

平成29年3月31日付けで専決処分した平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第5号）について承認を求めるもので、収益的支出の予定額に10万円を追加し、収益的支出の総額を4億9,244万2,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、簡易水道の上水道への統合に伴い、簡易水道特別会計を3月末打ち切り決算にしたことにより、簡易水道各施設の電話回線等3月分使用料を上水道会計から支出するための補正でございます。

議案第49号象潟小学校大規模改修工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は象潟小学校大規模改修工事を実施するもので、契約の方法を指名競争入札により、契約の相手方を三共株式会社として、金額を3億6,018万円で契約を締結しようとするものでございます。

議案第50号物品の取得についてでございます。

契約の目的は、消防本部へ配備する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を購入するもので、契約の方法を指名競争入札、契約の相手方を株式会社相場商店本荘営業所、金額を5,907万6,000円で契約を締結しようとするものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、御審議をいただき、承認並びに可決くださるよう、お願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から補足説明を行います。

議案第43号及び議案第44号について、財務部長。

●財務部長（佐藤次博君） それでは、議案第43号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、にかほ市税条例についても改正する必要があるため、専決処分したものであります。

なお、このたびの条例改正につきましては、改正箇所が多岐にわたるため、特に重要と思われる部分についてのみの説明とさせていただきます。また、事前に資料を配付させていただきました議案第43号専決第1号資料と合わせて説明をさせていただきます。

初めに、市民税に係る改正につきまして御説明いたします。

議案綴りの3ページをご覧ください。

上から1行目から10行目までの第33条第4項の改正につきましては、資料の上段にあります第33条改正関係、個人市民税所得割の課税標準の1、特定配当所得の課税方式決定の明確化というところを

ご覧ください。

特定配当所得というのは、上場株式等に係る配当所得等であり、その配当所得等は、総合課税、源泉徴収のみで申告不要、それに申告分離課税のいずれかを選択することができますが、所得税の確定申告が提出されている場合でも、その後に個人住民税の申告書が提出された場合は、その申告書に記載された事項等をもとに市長が課税方式を決定できることなどを明確化するための規定の整備を行うものであります。

また、上から11行目からの第33条第6項の改正につきましては、資料の第33条改正関係の2、特定株式等譲渡所得等課税方式決定の明確化というところをご覧ください。

株式等譲渡所得割についても、総合課税は選択できませんが、源泉分離または申告分離課税を選択できることになっており、上場株式等に係る配当所得と同様な改正を行うものであります。

次に、固定資産税に係る改正につきまして御説明いたします。

4ページをご覧ください。

4ページの上から15行目の第61条第8項の改正につきまして、固定資産税の課税標準の規定ですが、震災等により滅失し、または損壊した償却資産にかわるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年経過するまでの間に取得され、または改良された償却資産については、固定資産税の課税標準を取得または改良から4年度間はその価格の2分の1とする規定の整備を行うものであります。

上から18行目から21行目までの第61条の2の改正につきましては、法律の範囲内で個々の地方団体が課税標準の特例割合を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の新設規定を定めたもので、児童福祉法の規定により、市町村の認可を得たものが直接同法に規定する家庭的保育事業、または居宅訪問型保育事業、あるいは利用定員が5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、市の条例で定める割合を2分の1とするものであります。

下から12行目の第63条の2の改正につきましては、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る固定資産税の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定を整備するものであります。

議案綴りの5ページをご覧ください。

上から10行目の附則第5条の改正につきましては、資料の黒丸の二つ目の附則第5条改正関係、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の規定ですが、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を変更する定義規定の整備であります。

なお、平成29年度税制改革では、就業調整をめぐる課題に対応するため、配偶者特別控除について所得控除額33万円配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みが設けられたものであります。

この制度の施行期日は、平成31年1月1日となります。

その下にあります附則第8条の改正につきましては、資料の黒丸の三つ目の附則第8条改正関係、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定ですが、売却価格100万円未満の肉用

牛である免税対象飼育牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限を、平成30年度から平成33年度までの3年間延長するものであります。

次に、軽自動車税関係について説明いたします。

議案綴りの7ページをご覧ください。

上から4行目、附則第16条の改正につきましては、資料の黒丸の四つ目の附則第16条改正関係、軽自動車税の税率の特例の規定ですが、軽自動車税のグリーン化特例の見直しで、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の税率の軽減等の特例措置について、重点化を行った上で適用期限を平成31年3月31日まで2年間延長するものであります。

なお、軽自動車税のグリーン化特例を適用した場合の税率を、資料の一番下の表に記載しております。

議案綴りの11ページをご覧ください。

上から15行目の附則第5条、にかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の改正については、平成26年改正附則第6条について、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行い、表を改める改正であります。

なお、その他の改正につきましては、ほかの法令等の改正による条文中の引用条項等の追加・修正等、さらに総務省税務局長からの通知において、条文から削除することが望ましいとされる規定の削除並びに規定の削除・追加による規定の繰り上げ・繰り下げ等の改正であります。

以上で議案第43号の補足説明といたします。

続きまして、議案第44号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）につきまして御説明いたします。

議案書では15ページになります。

一緒に配付しております議案第44号専決第2号資料に基づきまして、補足説明を申し上げます。

第23条の改正についてであります。国民健康保険税は世帯主と被保険者の人数や所得によっては、均等割額が7割、5割、2割と軽減されます。今回の改正は、この軽減措置に係る軽減判定所得の算定の変更を行うものであります。

資料の表をご覧ください。

7割軽減についての変更はありませんが、5割軽減の判定に被保険者の人数に26万5,000円を乗じて得た部分を27万円に、2割軽減の判定に被保険者の人数に48万円を乗じて得た部分を49万円に改正するものであります。これにより、軽減措置の対象世帯数は幾分増加するものと見込んでおります。

なお、この条例は、附則第1条により、平成29年4月1日から施行するものとし、また、附則第2条により、改正後のこの条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上で議案第44号の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第45号について、財務部に関することは財務部長。

●財務部長（佐藤次博君） それでは、議案第45号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の財務部関係の主な内容につきまして、補足



説明いたします。

なお、補正内容といたしましては、事務事業の確定に伴う精算などが主な理由となっております。

それでは、補正予算書の5ページをご覧ください。第2表の繰越明許費補正であります。

上段の追加につきましては、3款1項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業2,394万4,000円を追加するもので、年度内で給付済みの完了が見込めないことから、平成29年度に繰り越しするものであります。

次に、下段の変更につきましては、さきの3月定例会市議会で議決いただきました、年度内に事業が見込めない8款2項道路橋梁費の道路橋梁新設改良事業1億1,750万円の繰越額を、平沢小出2号線道路改良事業の用地及び支障物件の移転補償の一部においても年度内の完了が見込めないことから、1億1,993万2,000円に変更するものであります。

次に、6ページをご覧ください。第3表、地方債補正についてであります。

初めに、上段の変更につきましては、事業費の確定及び辺地債の同意額の確定に伴い、橋梁補修事業から消防団車両整備事業までの6件を、借入れ限度額を合わせて1億860万円から9,690万円に変更するものであります。

その下段の廃止につきましては、ひとり親家庭等住宅整備資金から高齢者住宅整備資金の3件につきましては、いずれも年度内に借入れがなかったことにより廃止するものであります。

その下の河川改修事業につきましては、当初、大瀧川河川改修事業に係る起債を見込んでおりましたが、財源に余裕が生じたので、起債の借入れを行わず一般財源で対応することとし、廃止するものであります。

続きまして、9ページをご覧ください。

歳入の主な補正につきまして御説明いたします。

初めに、1款1款市民税の個人の滞納繰越分及び法人の現年課税分と滞納繰越分、合わせて462万9,000円及びその下段の1款2項固定資産税の滞納繰越分253万1,000円、並びにその下段の1款3項軽自動車税の滞納繰越分4万9,000円につきましては、3月末での徴収額の確定により、予算現額と実績額との差額分をそれぞれ増額するものであります。

その下段の1款4項1目1節市たばこ税の現年課税分の52万7,000円につきましては、予算現額と実績見込み額との差額を増額するものであります。

次に、その下段の2款1項1目1節地方揮発油譲与税542万1,000円及び10ページ上段の2款2項1目1節自動車重量譲与税616万3,000円につきましては、国からの交付額の確定により、それぞれ増額するものであります。

その下、3款1項1目1節利子割交付金106万7,000円の増額、4款1項1目1節配当割交付金620万9,000円の減額、5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金227万6,000円の減額、次のページの6款1項1目1節地方消費税交付金2,519万5,000円の減額、7款1項1目1節自動車取得税交付金719万円の増額につきましては、県からの交付額の確定により、それぞれ減額及び増額するものであります。

次に、9款1項1目1節地方交付税の特別交付税2億649万1,000円の増額につきましては、当初予算では2億円を計上しておりましたが、平成28年度の交付額が4億649万1,000円に確定したことにより増

額するものであります。

なお、このたびの特別交付税の確定により、平成28年度の地方交付税の交付総額は、普通交付税53億4,209万1,000円と合わせ、57億4,858万2,000円となります。

次に、12ページをご覧ください。

中段の16款1項1目1節一般寄附金99万9,000円の減額であります。この内訳ですが、一つがふるさと納税の実績に伴う減額が249万9,000円であります。これにより、平成28年度の実績ですが、1,893件、金額にして約3,750万円となっております。また、新たに一般寄附金として、鳥海国定公園を美しくする会環境整備協力寄附金150万円を計上したものでございます。

17款2項1目1節財政調整基金1億9,734万3,000円の減額につきましては、歳入歳出予算の調整により減額するもので、本補正後の財政調整基金の残高は、前年度同期比4,874万円少ない24億2,171万円となっております。

その次の2目1節みらい創造基金繰入金186万5,000円の減額、次の3目1節地域振興基金繰入金140万2,000円の減額、それに4目1節観光振興基金繰入金84万4,000円の減額につきましては、それぞれ充当事業費の確定による減額であります。

これによりまして、平成28年度末の各基金の残高につきましては、みらい創造基金が7,866万2,000円、地域振興基金が15億9,324万1,000円、観光振興基金が1億6,774万6,000円となります。

次に、13ページをご覧ください。

上段の19款1項1目1節延滞金79万円の増額は、市税の延滞金の確定によるものであります。

次に、20款1項市債につきましては、第3表の地方債補正で御説明したとおり、それぞれ起債事業の変更及び廃止に伴う補正であります。

総額は、一番下段の計欄のとおり、2,520万円の減額の21億2,137万4,000円となるものであります。

なお、この平成28年度の市債借入れ額は、この総額に平成27年度からの繰り入れを含め、また、平成29年度への繰越分を差し引きますと、18億4,937万4,000円となり、平成28年度末の一般会計の市債借入れ残額は、平成27年度末の183億9,973万7,000円から10億1,657万6,000円減少し、173億8,316万1,000円となるものであります。

また、同じく平成28年度末の合併特例債の一般建設費の活用額は、76億9,090万円となりまして、活用可能額128億1,210万円の60.0%となるものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして御説明いたします。

補正予算書の14ページの中段をご覧ください。

2款2項1目税務総務費の23節償還金利子及び割引料550万円の減額につきましては、過年度過誤納金還付金の確定により減額するものでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。

12款1項公債費の2目23節償還金利子及び割引料100万円の減額につきましては、一時借入金の借入れを行わないことから、一時借入金の利子を全額減額したものであります。

以上で財務部関係の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、私の方からは総務部関係の主な補正内容につきまして補足説明を申し上げます。

歳入につきましては特に補足はございませんので、歳出の主なものにつきまして御説明をいたします。

補正予算書の14ページの上段をご覧ください。

2款1項9目企画費8節報償費のふるさと納税者謝礼192万3,000円の減額につきましては、ふるさと納税の返礼品費用を実績に基づき減額するものでございます。

次に、その一つ下の25節積立金のみらい創造基金積立金99万9,000円の減額につきましては、平成28年度のふるさと納税額が3,750万1,022円に確定したことによる、ふるさと納税の減額分249万8,978円と環境整備協力金の寄附額150万円との差額分を減額するものでございます。

また、その一つ下の11目交流促進事業費19節負担金補助及び交付金の地域振興交付金127万4,000円の減額につきましては、旧小学校区ごとに交付しております地域振興交付金を、事業費の確定により減額するものでございます。

総務部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 議案第45号の市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

初めに歳入です。11ページをご覧ください。下段の方になります。

14款2項2目民生費県補助金4節医療給付費補助金440万円の減額は、福祉医療費補助金分として県補助対象額が確定したことにより減額するものとなっております。

続いて、歳出です。15ページをご覧ください。

3款4項2目保健医療費20節扶助費770万円の減額は、3月末までの支払い確定により、福祉医療費670万円、入院時食事療養費100万円をそれぞれ減額するものです。

4款3項1目水道整備費28節繰出金179万8,000円の減額は、平成28年度で廃止する簡易水道特別会計の歳入歳出の額が確定したことに伴い、一般会計からの繰出金を減額するものとなっております。

市民福祉部関係は以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） それでは、私の方から議案第45号の農林水産建設部関係につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の12ページになります。

歳入でございます。二段目にございます14款3項6目土木費委託金の2節道路橋梁費委託金でございます。135万9,000円の増額であります。説明にあるとおり、道路除雪委託金としての増額でございます。

内容でございますが、県道仁賀保停車場線や冬師西目線など3路線で7キロメートルの車道、同じく道路線など県道6路線で11.2キロメートルの歩道につきまして、降雪前に秋田県と594万円で道路除排雪委託契約を締結しておりました。実績で冬師西目線などの除雪作業時間が予定より多くなりましたので、241万9,200円を増額する変更契約を締結しております。これによりまして、既存予算

との差額135万9,000円の増額補正でございます。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、商工観光部関係についての補足説明をいたしたいと思います。

補正予算書の16ページをお開きください。

歳出でございます。7款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金のうち、秋田県経営安定資金融資保証料補助金383万7,000円の減額補正は、平成28年度の保証料の確定により減額するものでございます。

また、その下の創業支援事業補助金100万円の減額補正は、補助申請が皆無だったため、その全額を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（本間徳之君） 消防費に関しては、特に補足説明はありません。以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（浅利均君） 議案第45号の教育委員会関係につきましては、特に私の方からは補足説明することはございません。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第46号及び議案第47号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） 初めに、議案第46号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）について、補足説明を申し上げます。

各項目とも、主に額の確定による差額の補正となります。

初めに歳入から説明いたします。6ページをご覧ください。

1款1項1目及び2目の一般被保険者及び退職被保険者等国民健康保険税、合わせて629万8,000円の増額は、滞納繰越分の収納増加によりまして補正するものでございます。

6ページ下段の4款国庫支出金から、ページは飛びますが8ページの中段、8款共同事業交付金までの各補正は、額の確定によりましてそれぞれ増額並びに減額の補正をしたものでございます。

10款2項1目財政調整基金繰入金については、基金からの繰入額を1,907万8,000円減額するものでございますが、これにより平成28年度の基金からの繰入額は3,092万2,000円となります。

続いて歳出を説明いたします。

歳出は9ページから11ページになりますが、すべて平成28年度の支払額の確定並びに拠出額の確定によりまして、それぞれ減額補正するものとなっております。

なお、今回の補正に伴います平成28年度国保事業会計の決算見込みでございますが、歳入が約34億2,500万円、歳出が33億9,900万円と見込んでいます。単年度収支では、昨年度からの繰越額2,546万2,000円を差し引くと、2,968万円の赤字となります。これにより、3月補正時に見込んでおりました財政調整基金からの繰入金5,000万円を今回の補正で1,007万8,000円減額し、繰入金を3,092万2,000円といたしました。その結果、年度末における財政調整基金残高は1億1,763万4,000円となりま

す。しかし、平成29年度当初予算では9,300万円の財政調整基金繰入金を見込んだ予算となっておりますので、平成29年度当初における財政調整基金残高は、実質2,463万4,000円となります。今後、繰越額の確定により状況も変わりますが、平成29年度の補助金や療養給付費等の状況によっては、現在の税率による国保財政運営は厳しい状況になることは十分考えられますので、今後は税率改正を見据えつつ、一般会計からの繰り入れも視野に入れた財政運営が必要と考えています。

説明は以上です。

失礼しました。続いて、議案第47号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告及びその承認について（専決第5号）についてでありますけれども、これは簡易水道特別会計の廃止に伴う額の確定による補正でありますので、特に補足説明はございません。

説明は以上です。

- 議長（菊地衛君） 次に、議案第48号について、ガス水道局長。
- ガス水道局長（小松幸一君） 議案第48号につきましては、特に補足説明はありません。
- 議長（菊地衛君） 次に、議案第49号について、教育次長。
- 教育次長（浅利均君） 議案第49号象潟小学校大規模改修工事請負契約の締結について、若干の補足説明を申し上げます。

市内建設業の建築格付の中でAの1社、Bの3社、計4社による指名競争入札を4月14日に行っておりますけれども、結果はお配りしてあります資料のとおり、三共株式会社花落札いたしました。

工事の概要としては、北校舎、南校舎、体育館の屋上屋根の防水工事と外壁塗装、内部では廊下の天井・床の張りかえ、壁の塗装を行います。また、トイレの洋式化、照明器具、暖房機の取りかえ、このほか小体育館と北昇降口の解体等を行うものです。

工期につきましては、議決のあった日から11月30日までとするものであります。工事期間中は、授業や学校運営等に支障が出ないように、学校側とは十分に連絡を取り合って施工してまいります。また、学校周辺の方々や関係者の皆さんにも御理解をいただきながら工事を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 議長（菊地衛君） 次に、議案第50号について、消防長。
- 消防長（本間徳之君） 議案第50号物品の取得について、補足説明いたします。

21ページをお開きください。また、資料を合わせてご覧いただき願います。

平成5年に購入した化学車の老朽化に伴う更新であります。市内の危険物対象施設が減少したことから、消防力の整備指針には、消防ポンプ自動車に泡を放出することができる装置を備えたものでもよいとのことから、化学車としての使用と、水利の空白区域を包括し、市内消火体制の強化を図っていくため、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を取得するものであります。

消防施設整備を取り扱っています指名申請業者6者を指名いたしまして、4月14日施行の指名競争入札の結果、株式会社相場商店本荘営業所が5,907万6,000円で落札したものであります。

納期につきましては、議決のあった日から平成30年3月25日までとするものであります。以上であります。

- 議長（菊地衛君） これで補足説明を終わります。

所用のため、暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時05分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員長より追加の発言を求められていますので、これを許可します。運営委員長。

【議会運営委員長（9番市川雄次君）登壇】

●議会運営委員長（市川雄次君） すいません。ちょっと私の方から、先ほどの議会運営委員長の報告の中で私がちょっと申し伝えることを忘れちゃったので、皆さんにお伝えさせていただきます。

本日の議案第50号までの討論、採決を終了後、暫時休憩をとりますが、その後に議会改革推進会議の設置と委員の選任を行いたいと思っておりました。皆さんのお手元の議事日程の中に書いてありますが、私の方からちょっと申し上げるのを忘れておりましたので、そのことについて再度報告させていただきたいと思います。

すいません。その際ですね、休憩の最中に当局側の皆さんには退席していただきまして議員だけの会議の進行となりますので、よろしくお願いします。

●議長（菊地衛君） これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第43号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の質疑を行います。

質疑がありましたので、これを許します。4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 先ほどの説明の中にも触れておられたようでございますが、この改正で加入者の負担が増えるのか、減ってよくなるのか。加入者にとって減ってよくなるのか、お伺いいたします。

また、この改正で5割減、2割減の該当者数とその影響額はどのくらいなのか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、財務部長。

●財務部長（佐藤次博君） 4番佐々木春男議員の御質問にお答えいたします。

御質問の①、この改正で加入者の負担が増えるのか、減ってよくなるのかについては、平成29年度はまだ課税しておりませんので、平成28年度をもとに試算しますと、5割軽減については35万1,000円の負担軽減となり、2割軽減については約25万6,000円の負担軽減につながり、加入者の負担は

全体で60万7,000円の負担軽減となります。

次に②、この改正で5割減、2割減の該当者数とその影響額はについてですが、新たに5割軽減の対象となる方は1,121人から1,138人に17人増え、新たに2割軽減の対象となる方は766人から800人に34人増えることとなります。これは、新たに2割軽減となった方が51人おりましたが、2割軽減から5割軽減に繰り上がった方が17人となったことによるものです。また、影響額についてですが、国保税全体としては0.1%、約62万6,000円の収入が減ることとなります。いずれにしましても、低所者の負担軽減の拡充につながるものの、現在のところ予算的には余り大きな影響はないものと考えております。

改正前と改正後の加入者数及び税額の増減について試算した結果の説明となりますが、平成29年度については、条例改正とは関係なく所得の変動により増減することもありますので、あくまでも試算によるものでありますのでよろしくお願いいたします。以上です。

●議長（菊地衛君） これで議案第44号についての質疑を終わります。

次に、議案第45号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から議案第48号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）までの4件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第45号から議案第48号までの4件の質疑を終わります。

次に、議案第49号象潟小学校大規模改修工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、これを許します。6番伊藤議員。

●6番（伊藤知君） 先般の3月定例会委員会において、この象潟小学校の大規模改修工事に関する工種別の積算工事額の質疑に対して当局から答弁をいただいた金額が、建築工事費2億8,150万円、電気設備工事費3,900万円、機械設備工事費6,150万円、外構工事費2,800万円でありました。今工事請負契約における工種別工事額をお伺いいたします。

また、なぜ工種別工事一括の工事発注になったのかの理由をお伺いしたいと思います。

また、参考資料に記載されている、外構工事費の積算工事額と契約金額との差異についての説明を求めます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（浅利均君） それでは、象潟小学校大規模改修工事の請負契約の内容につきまして、伊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、本工事請負契約における工種別の工事額についてでありますけれども、設計書の直接工事費から算定しました工事額を御報告いたします。建設工事費では2億5,945万円、電気設備工事費では3,922万円、機械設備工事費では6,151万円という額になっております。以上の合計が3億6,018万円となっております。

次に、なぜ工種別発注にしなかったのかという御質問についてですけれども、理由といたしましては、工事現場が学校校舎ということで、授業への影響を最小限にとどめたいという考えによるも

のであります。建築、電気設備、機備設備の3工種をまとめることで、監理を一本化し、作業効率を高めて工期短縮を図ろうとするものでございます。それで一括発注といたしたものであります。ただ、外構工事につきましては単独で施工を進めることができる部分が多いために、分離発注としたものでございます。

また、外構工事の積算工事額と契約金額との差異についてでありますけれども、参考ですけれども、こちらは3月定例会の教育民生常任委員会で提示した参考資料では、外構工事が2,800万円ということになっております。その中に遊具修繕と記載されておりますけれども、設計書を精査しましたところ、その部分の工事費が建築工事費の方に含まれておりました。そういったことがわかりましたものですから、発注設計をまとめる段階で約300万円になりますけれども、その遊具の分の方を外構工事に移したものでございます。これがさきに提示した金額との差異ということになります。

全体の事業内容としては、特に変更はございません。以上でございます。

●議長（菊地衛君） これで議案第49号についての質疑を終わります。

次に、議案第50号物品の取得についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、これを許します。6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入について、当該ポンプ自動車には3種類の型式があるようですが、何型のポンプ自動車を取得するのをお伺いいたします。

また、その型式の種類によって国が行う補助基準が違いますが、どのくらいの補助額を想定しているのをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、消防長。

●消防長（本間徳之君） 伊藤知議員の御質問にお答えいたします。

初めに、取得する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の型式についてであります。当該消防ポンプ自動車には、水槽積載量2立米以上の2型、1立米以上の1型の異なる型式と、同1型でホイールベース3.5メートル以上、3メートル以上の長さの異なる型式の3種類があります。当消防本部では、水利の空白区域を包括し消火体制の強化を図っていくために、水槽積載量3立米の、より積載能力の大きな車両2型を取得しようとするものであります。

続きまして、どのくらいの補助額を想定しているかについてであります。車両装備及び寒冷地使用を合わせて、国庫補助基準額2,064万5,000円の補助率2分の1の1,032万2,000円を補助金として見込んでおります。以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、4番佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） さきの説明でも少し触れておられましたようですが、お伺いいたします。

まず、現在のポンプ車との性能の違いはどうなのでしょう。

もし違いがあったとしましたら、これまでに起こった火災の検証によるものなのか。

また、先ほども少し触れておられたようですが、このポンプ車は、どのような現場の使用が想定されるのをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 消防長。

●消防長（本間徳之君） 佐々木春男議員の御質問にお答えします。



初めに、①の現在のポンプ車との性能（規格）の違いについてであります。現在保有しているポンプ車としましては、主に油火災に対応する水槽積載量1.5立米、薬剤0.5立米の化学車があります。今回取得する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、水槽積載量が3立米と従来に比べて2倍の積載量で、さらには泡を放出することができる装置を備えて、油火災もしくは建物火災などあらゆる災害に対応可能なものであります。

次に②、違いがあるとしたら、これまで起こった火災の検証にもよるものかについてであります。現在の水槽1.5立米積載している化学車から水槽3立米積載する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車では、水利の空白区域を包括するにおいて消火体制の強化につながると考えております。また、これまで起こった火災の検証によるものではありません。

次に③の、このポンプ車は、どのような現場での使用が想定されるのかについてであります。高速道路での車両火災、林野火災など、水利のない場所での消火体制の強化につながると考えております。以上であります。

●議長（菊地衛君） これで議案第50号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第43号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第43号についての討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第44号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第44号についての討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第45号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第45号についての討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第46号平成28年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第46号についての討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第47号平成28年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第47号についての討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第48号平成28年度にかほ市水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第48号についての討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第49号象潟小学校大規模改修工事請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第49号についての討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号物品の取得についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第50号についての討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

午前11時25分 休 憩

---

午前11時28分 再 開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11、議会改革推進会議委員の選任についてを議題といたします。

議会改革推進会議の委員は、本職において次のとおり指名をいたします。

4番佐々木春男議員、7番伊藤竹文議員、10番佐々木弘志議員、12番小川正文議員、14番鈴木敏男議員、16番宮崎信一議員、17番加藤照美議員、18番佐藤元議員、以上のようにそれぞれ指名したいと思います。

なお、委員の人数は、ただいま本職において指名した8名に議長及び副議長を加えた10名となります。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定いたしました。

議会改革推進会議は、ただいまのところ正副委員長が欠けたときに該当しますので、本職において議会改革推進会議を招集します。第1会議室において、正副委員長を互選して報告を願います。

暫時休憩します。

午前11時29分 休 憩

---

午前11時38分 再 開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革推進会議の正副委員長について、事務局長より報告させます。

- 議会事務局長（藤谷博之君） 報告いたします。

委員長は15番佐々木正明副議長でございます。副委員長は7番伊藤竹文議員です。以上です。

- 議長（菊地衛君） 議会改革推進会議の正副委員長は、以上のように決定しました。

日程第12、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回にかほ市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時39分 閉 会

---